

水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について

平成 22 年 3 月 26 日
21 水 港 第 2597 号
水 産 庁 長 官 通 知
〔 最 終 改 正 〕
〔 令 和 4 年 3 月 29 日 〕
〔 3 水 港 第 2965 号 〕

第1 対象事業

この通知の対象となる事業の種類は、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱（平成 10 年 4 月 8 日付け 10 水漁第 945 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）別表 1 に掲げる事業とする。

第2 共通事項

1 事業実施計画の提出及び変更

交付等要綱第 5 第 1 項の事業実施計画は別記参考様式第 1 号により、交付等要綱第 5 第 2 項の事業実施計画の重要な変更は別記参考様式第 2 号により、水産庁長官に提出するものとする。

また、水産庁が別に定める公募要領に基づく課題提案書を提出した場合は、これをもって事業実施計画書に代えることができるものとする。ただし、課題提案書の内容に変更があった場合については、別記参考様式第 2 号により提出するものとする。

なお、個別事業ごとに様式が定められている場合には、それによるものとする。

2 財産の運用・管理規定

事業実施主体が、補助事業実施期間後に補助事業の目的に従い事業の効果又は効率の向上を図るため、補助事業により取得した財産を実験等に供しようとする場合は、水産庁長官の承認を得なければならない。なお、実験等を委託して実施した場合も同様とする。

3 特許権の処分・放棄の協議

事業実施主体は、本事業の結果取得した特許権等に係る交付等要綱第 24 第 3 項に基づく利用又は処分については、次のとおりとする。

- (1) 当該事業を実施した年度及び当該年度の翌年度以降 5 年以内に特許権等を放棄しようとするときは、別記参考様式第 3-1 号により事前に水産庁長官と協議する。
- (2) 当該事業を実施した年度の翌年度以降 5 年を経過した後に特許権等を譲渡又は放棄した場合には、別記参考様式第 3-2 号により水産庁長官に報告する。

4 指導及び監督

水産庁長官は、この事業の実施に関し必要な指導及び監督を行い、必要に応じ、事業実施主体からの報告を求めることができるものとする。

第3 事業の目的、内容等

交付等要綱に掲げる事業を実施するために必要な個別事業の目的、内容等は以下のとおりとするほか、水産庁長官が別途定める公募要領によるものとする。

3-1-(3) 産地水産加工業イノベーションプラン支援事業

(1) 事業の目的

個々の加工業者だけでは解決困難な課題に対応するため、産地の水産加工業の中核的人材育成に必要な専門家の派遣、研修会開催等を支援する。また、関係機関（地方公共団体や、商工会議所等という。以下同じ。）や異業種（水産加工業以外の業種に属する者をいう。以下同じ。）と連携して課題解決に取り組むための計画の作成のほか、計画を実行するための取組について支援し、産地水産加工業の課題解決を図る。

(2) 事業実施主体

この事業の実施主体は、事業の適切な実施ができる民間団体として公募により選定された者とし、全国を対象に（3）の全ての事業を一体的に実施及び調整するものとする。

(3) 事業の内容

ア 中核的人材育成支援事業

(ア) 若手経営者レベルアップ支援

a 説明会の開催

d及びイに関する説明会を、全国で開催する。

b 審査・調査等

(a) 事業実施主体は、（4）のアで作成し、水産庁長官の承認を得た助成要領に基づいて、産地水産加工業イノベーションプラン支援事業のうちdの（a）で規定する産地水産加工業活性化推進検討会募集要領（以下「産地水産加工業活性化推進検討会募集要領」という。）を定め、Webサイトへの掲載等によりdを実施しようとする者を募集するものとする。

(b) dを実施しようとする者は、産地水産加工業活性化推進検討会募集要領に基づく課題提案書（以下「産地水産加工業活性化推進検討会課題提案書」という。）を作成し、事業実施主体に提出するものとする。

(c) 事業実施主体は、dを実施しようとする者の審査については、学識経験者、専門家等（水産加工食品、経営学、水産流通・輸出団体経験者等）からなる審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置して、提出された産地水産加工業活性化推進検討会課題提案書について審査を行う。

(d) 事業実施主体は、審査委員会の審査結果を、別記様式第1号により水産庁長官に報告し、その承認を得た上で、選定の可否を課題提案者に通知するものとする。

(e) 事業実施主体は、（d）で採択された者について事例分析や評価、事例集の作成等を行いWebサイトへの掲載等により、事業の成果を普及する。

c 水産加工業者の共通課題の抽出

全国の水産加工業者が共通して直面する経営に係る主要な課題について、データ分析により抽出し、抽出した課題やそれぞれの原因等の因果関係について分析する。

d 産地水産加工業活性化推進検討会

(a) 事業の内容

事業実施主体が、産地の水産加工業者の若手経営者等がチームを組み、レベルアップに向けた研修の場づくりと、これを通じた水産加工業者の中核的な人材の育成、課題解決のために必要な知識やスキルを習得するための取組（以下「産地水産加工業活性化推進検討会」という。）に対し、助成金を交付するものとする。

(b) 産地水産加工業活性化推進検討会の要件、その支援等

i 産地水産加工業活性化推進検討会の要件

産地水産加工業活性化検討会は、以下の（i）から（iii）の要件を全て満たすものとする。

（i）産地水産加工業活性化検討会は、水産加工業者の若手経営者が4者以上参加すること。

（ただし、参加する水産加工業者の100%同一の資本に属する子会社、関係会社（参加する水産加工業者との関係において、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年11月27日大蔵省令第59号）第8条の親会社、子会社及び関連会社並びに参加する水産加工業者が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいう。以下同じ。）及び同一の水産加工業者からの参加は1者と計上する。）

（ii）産地水産加工業活性化推進検討会に参加する若手経営者は、原則50歳以下であること。

（iii）産地水産加工業活性化推進検討会は、主たる事務所を所有する代表者を定めること。

ii 助成対象経費及び助成率

以下のうち、産地水産加工業活性化推進検討会に必要と認められる範囲の経費を助成対象とし、助成対象経費の1/2を上限として助成金を交付するものとする。

（i）賃金

（ii）謝金

（iii）旅費

- (iv) (i) から (iii) のほか、産地水産加工業活性化推進検討会のために水産庁長官が必要と認めた経費

イ 産地水産加工業イノベーションプラン作成・実行支援事業

(ア) 産地水産加工業イノベーションプランの作成・実行

a 事業の内容

事業実施主体が、個々の水産加工業者だけでは解決が困難な課題を解決するため、関係機関（行政、商工会議所）や異業種（研究機関等）と連携して、事業の協業化等を行うことで生産性を向上させる計画（以下「産地水産加工業イノベーションプラン」という。）を作成・実行する取組（以下「プラン協議会」という。）に対し、助成金を交付するものとする。

b プラン協議会の要件

(a) プラン協議会の要件

プラン協議会は、以下の i から iii の要件を全て満たすものとする。

- i プラン協議会は、水産加工業者が 4 者以上参加すること。（ただし、参加する水産加工業者の 100% 同一の資本に属する子会社、関係会社の参加は 1 者と計上する。）
- ii プラン協議会は、関係機関及び異業種がそれぞれ 1 者以上参加していること。
- iii プラン協議会は、主たる事務所を持つ代表者の定めがあること。

c プラン協議会に対する支援

(a) 関係機関や異業種が連携した協議会の運営

i 助成対象経費及び助成率

以下のうち、プラン協議会の運営事務費として必要と認められる経費について、定額の助成金を交付するものとする。

- (i) 賃金
- (ii) 謝金
- (iii) 旅費
- (iv) 備品費
- (v) 消耗品費
- (vi) (i) から (v) のほか、水産庁長官が産地水産加工業イノベーションプランを作成・実行するための協議会の運営費として必要と認められた経費

(b) 産地水産加工業イノベーションプランの実行のための取組

i 助成対象経費及び助成率

以下のうち、産地水産加工業イノベーションプランを実行するために必要と認められる経費について、1/2 を上限として助成金を交付するものとする。

- (i) 市場調査、プロモーションのための旅費（国内旅費及び外国旅費）
- (ii) コンサルティング等による委託費
- (iii) 商談会等出展経費
- (iv) 新商品成分分析費
- (v) 冷凍・冷蔵施設等の施設借料
- (vi) 共同在庫管理等のための電子システムの賃借料
- (vii) 産地情報発信のための Web サイト構築費
- (viii) 省力化、新商品開発等のための機器の賃借料
- (ix) パッケージデザイン費・包装資材費
- (x) 役務費
- (xi) 消耗品費
- (xii) (i) から (xi) のほか、水産庁長官が産地水産加工業イノベーションプランを実行するために必要と認められた経費

(イ) 審査・調査等

a 事業実施主体は、(4) のアで作成し、水産庁長官の承認を得た助成要領に基づいて、産地水産加工業イノベーションプラン支援事業のうち産地水産加工業イノベーションプラン作成・実行支援事業募集要領（以下「産地水産加工業イノベーションプラン作成・実行支援事業募集要領」という。）を定め、Web サイトへの掲載等によりイの (ア) の b の (a) 又はイの (ア) の b の (b) を実施しようとする者を募集するものとする。

b イの (ア) の a の (a) 又はイの (ア) の a の (b) を実施しようとする者は、産地水産加工業イノベーションプラン作成・実行支援事業募集要領に基づく課題提案書（以下「産地水産加工業イノベーションプラン課題提案書」という。）を作成し、事業実施主体に提出するものとする。

c イの (ア) の a の (b) を実施しようとする者は、産地水産加工業イノベーションプランを作成し、産地水産加工業イノベーションプラン課題提案書とあわせて事業実施主体に提出する。

d 事業実施主体は、イの (ア) の a の (a) 又はイの (ア) の a の (b) を実施しようとする者の審査については、学識経験者、専門家等（水産加工食品、経営学、水産流通・輸出団体経験者等）からなる審査委員会（以下「プラン審査会」という。）を設置して、提出された産地水産加

工業イノベーションプラン課題提案書及び産地水産加工業イノベーションプランについて審査を行う。

- e 事業実施主体は、プラン審査会の審査結果を、別記様式第2号により水産庁長官に報告し、その承認を得た上で、選定の可否を課題提案者に通知するものとする。
- f 事業実施主体は、プラン審査会の結果に基づき、生産性向上が顕著に認められる産地水産加工業イノベーションプランについて、別記様式第3号により水産庁長官に推薦し、その認定を得た上で、課題提案者に通知するものとする。
- g 事業実施主体は、dで採択された者について事例分析や評価、事例集の作成等を行いWebサイトへの掲載等により、事業の成果を普及する。

(4) 助成金交付手続

ア 助成金交付手続

- (ア) 事業実施主体は、事業の交付決定通知を受領後速やかに産地水産加工業イノベーションプラン支援事業助成要領（以下「助成要領」という。）を作成し、別記様式第4号により水産庁長官の承認を得るものとする。
- (イ) (3)のアの(ア)のbの(d)又は(3)のイの(イ)のeで事業実施者として承認、選定された課題提案者は、(3)のアの(ア)のbの(d)又は(3)のイの(イ)のeの通知を受領後速やかに助成要領に基づく計画承認申請書（以下「計画書」という。）を事業実施主体へ提出し、その承認を得るものとする。また、これを変更するときも同様とする。
- (ウ) 事業実施主体から計画書の承認を受けた課題提案者は、速やかに事業実施主体へ助成金の交付申請を行い、事業実施主体は、適当と認める場合には、助成金の交付決定通知を行うものとする。

(エ) 助成金の概算払

(3)のアの(ア)のd又は(3)のイの(ア)の実施者は、助成金の概算払を受けようとする場合には、助成要領に定める様式により事業実施主体に対して概算払請求を行い、事業実施主体は、適当と認める場合には、助成金を概算払することができるものとする。

(オ) 事業の実績報告及び助成金の精算払

- a (3)のアの(ア)のd又は(3)のイの(ア)の実施者は、事業完了後遅滞なく、助成要領に定める様式により実績報告書を作成し、事業実施主体に提出するとともに、助成要領に定める精算払請求書により、助成金の交付を申請するものとする。
- b 事業実施主体は、実績報告書の内容を審査し、適正と認められた場合には、助成金の額を確定し、(3)のアの(ア)のd又は(3)のイの(ア)の実施者に対して助成金を支払うものとする。

イ 助成期間

助成期間は、事業実施主体から交付決定を受けた当該年度の3月31日までとする。

第4 交付等要綱第31の水産庁長官が特に必要と認めるものは、公益財団法人海と渚環境美化・油濁対策機構、漁業信用基金協会、全国漁業協同組合連合会、日本かつお・まぐろ漁業協同組合とする。

第5 電子情報処理組織による申請等

補助事業者は、本通知の規定に基づく申請等については、当該規定の定めにかかわらず、電子メール、農林水産省共通申請サービス（当該補助事業が当該サービスの対象事業として登録されている場合に限る。）、その他の電子計算機を用いて処理することが可能な方法（以下「電子処理システム」という。）により行うことができる。ただし、電子処理システムにより申請等を行う場合であっても、本通知の規定に基づき当該申請等に添付することとされている様式の全部又は一部を書面により提出することを妨げない。

- 2 補助事業者は、前項の規定により申請等を行う場合は、本通知に規定する様式にかかわらず、電子処理システムにより提供する様式を用いることができる。
- 3 大臣は、第1項の規定により申請等が行われた補助事業者に対する通知、承認、指示、命令については、補助事業者が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、電子処理システムによることができる。
- 4 補助事業者が第2項の規定により電子処理システムを使用する方法により申請等を行う場合は、当該電子処理システムのサービス提供者が定める当該電子処理システムの利用に係る規約に従わなければならない。

附 則（平成22年3月26日21水港第2597号）

1 次に掲げる運用及び実施細則（以下この項目において「旧運用等」という。）は廃止する。ただし、この運用の施行前に旧運用等の規定により行うこととされている報告等については、なお、従前の例によることとする。

- (1) 漁船等省エネルギー・安全推進事業の運用について（平成21年3月30日付け20水推第1076号水産庁長官通知）
- (2) 担い手代船取得支援リース事業の運用について（平成14年7月1日付け14水漁第766号水産庁長官通知）
- (3) 鯨類捕獲調査円滑化事業の実施について（平成21年3月27日付け20水管第2658号水産庁長官通知）
- (4) 我が国周辺水域資源調査推進事業の運用について（平成21年3月27日付け20水推第1037号水産庁長官通知）
- (5) 国際資源対策推進事業の運用について（平成21年3月30日付け20水推第1044号水産庁長官通知）
- (6) ポスト資源回復計画移行調査事業の運用について（平成21年3月27日付け20水管第2820号水産庁長官通知）
- (7) 水産情報提供の整備推進事業の運用について（平成18年3月30日付け17水推第1172号水産庁長官通知）
- (8) マグロ類新規代替漁場調査事業の運用について（平成20年4月14日付け20水管第53号水産庁長官通知）
- (9) 漁場機能維持管理事業の運用について（平成21年5月29日付け21水管第484号水産庁長官通知）
- (10) ノリ養殖業高度化促進事業の運用について（平成18年3月31日付け17水推第1210号水産庁長官通知）
- (11) 養殖クロマグロ安定供給推進事業の運用について（平成20年4月1日付け19水推第925号水産庁長官通知）
- (12) 持続的養殖生産・供給推進事業の運用について（平成21年3月27日付け20水推第1063号水産庁長官通知）
- (13) 健全な内水面生態系復元等推進事業の運用について（平成21年3月27日付け20水推第1078号水産庁長官通知）
- (14) 栽培漁業資源回復等対策事業の運用について（平成19年3月29日付け18水推第1458号水産庁長官通知）
- (15) 広域連携さけ・ます資源造成推進事業の運用について（平成19年3月29日付け18水推第1496号水産庁長官通知）
- (16) 漁場環境保全対策等事業の運用について（平成10年4月8日付け10水推第399号水産庁長官通知）
- (17) 大型クラゲ国際共同調査事業の運用について（平成21年3月27日付け20水推第1066号水産庁長官通知）
- (18) 有害生物漁業被害防止総合対策事業の運用について（平成20年3月31日付け19水推第920号水産庁長官通知）
- (19) ノリ養殖業構造調整・競争力強化対策事業の運用について（平成21年3月27日付け20水推第1062号水産庁長官通知）
- (20) 漁業の担い手確保・育成緊急対策事業の運用について（平成21年5月29日付け21水漁第609号水産庁長官通知）
- (21) 漁業経営改善効率化支援事業の運用について（平成20年3月27日付け19水漁第3602号水産庁長官通知）
- (22) 漁業共済経営環境変化特別対策事業の運用について（平成21年3月27日付け20水漁第2568号水産庁長官通知）
- (23) 漁場漂流物対策推進事業の運用について（平成19年3月29日付け19水推第1498号水産庁長官通知）
- (24) 漁場環境・生物多様性保全総合対策事業の運用について（平成20年3月31日付け19水推第950号水産庁長官通知）
- (25) さけ・ます漁業協力事業の運用について（平成20年3月31日付け19水管第2708号水産庁長官通知）
- (26) 漁協系統組織・事業改革促進事業の運用について（平成17年4月1日付け16水漁第2701号水産庁長官通知）
- (27) 魚価安定基金造成事業の運用について（平成7年7月13日付け7水漁第1840号水産庁長官通知）
- (28) 水産物産地販売力強化事業の運用について（平成21年3月30日付け20水漁第2551号水産庁長官通知）
- (29) 漁場油濁被害対策事業実施細則（昭和50年7月17日付け50水研第1007号水産庁長官通知）